

第3部 基本計画





第1章 地域特性を活かした活力あるむらづくり



序
第1部
論

基
本
構
想

基
本
計
画

資
料
編

1 農業

現状と課題

農林業センサスによると、平成27年の本村の農業経営体数は105経営体で、10年前と比較して約30経営体の減少となっています。本村の基幹産業である酪農においても、平成17年の97経営体から平成27年は75経営体と減少しており、経営耕地面積の確保、地域ブランド・戦略作物の生産者減少への対策と労働力の確保が課題となっています。

今後は、農業後継者を育成・確保し、作業効率化により営農を強化するために、新規就農支援や酪農ヘルパーの強化、さらには農業生産法人など中核的な担い手の育成を進めていく必要があります。

また、新しい農業の事業化を促進するとともに、加工品の企画・開発を進め、鶴居産農畜産物のブランド力を底上げしていくことが重要な課題となっています。

基本方向

- 安全・安心で良質な農産物を安定的に生産・提供できる基盤を整備するとともに、品質向上に向けた取組を行います。
- 担い手や後継者の確保と育成や経営指導の強化などを図ることにより、安定的に持続する経営の支援に努めます。
- 高い乳質を活かした乳製品の6次産業化を促進するとともに、農業の事業化に関する新しい取組への支援を行います。



主要施策

(1) 農業基盤の充実

施策の概要	主な事業・取組
<p>農業生産性の向上や集落の総合的な居住環境の整備を図るため、土地改良事業及び農道や用排水路の改良整備などほ場、草地の保全及び改良に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①各種農業農村基盤整備事業の導入による土地基盤や環境基盤の整備充実 ②草地改良促進事業の推進 ③明渠排水路における堆積土砂除去などの適切な維持管理の推進 ④堆肥の有効活用 ⑤公共育成牧場の適切な維持管理の推進 ⑥農道の維持・管理 ⑦エゾシカ、タンチョウなどの食害防止対策の推進

(2) 効率的な生産体制の整備

施策の概要	主な事業・取組
<p>経営の大規模化を支援するとともに小規模農家等、持続的な家族経営への支援も視野に入れ、大型農業機械の共同利用やTMRセンター、コントラクターなどの飼料生産受託組織の利用促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①大型農業機械の共同利用促進 ②TMRセンター[*]やコントラクター[*]の組織化の推進 ③哺育・育成牛の預託事業の推進 ④離農跡地対策の推進 ⑤農地集約化などの推進 ⑥法人化への支援 ⑦乳検情報の利活用促進と酪農ヘルパー制度の充実による「ゆとり」酪農の推進 ⑧各種補助事業による農業施設の充実

*TMRセンター

「混合飼料」「完全飼料」と呼ばれるTMR (Total Mixed Ration) を製造する施設。牧草やわらなどの粗飼料とトウモロコシや麦などのカロリーの高い濃厚飼料を混ぜ合わせた栄養価の高い“えさ”を提供する。

*コントラクター

農作業などに必要となる大きな労力を外部委託として請け負う組織のこと。



(3) 技術や経営の向上、後継者確保の支援

施策の概要

農業試験場やＪＡ、農業改良普及センターなどとの連携により、技術開発や経営向上の支援を行います。また、農業者や関係機関などと連携して新規就農者の確保や担い手・後継者の育成に努めます。

主な事業・取組

- ①経営管理の向上の支援
- ②営農改善推進協議会等による農家経営の指導の充実
- ③農業経営改善計画などに基づいた経営の支援
- ④関係機関などと連携した農業担い手育成対策の推進
- ⑤新規就農などの受け入れ体制の確保と新規就農者への育成支援
- ⑥農業後継者（農友会）の活動支援
- ⑦先進事例の調査研究
- ⑧肉用牛飼養に向けての取組と支援

(4) 生産品の付加価値の向上と新しい農業の展開

施策の概要

安全性や品質で差別化、ブランド化を図り、生産品の付加価値を高めるとともに、販路拡大に向けた取組を推進します。

また、新しい農業への取組を推進し、観光との複合的な発展の可能性を検討します。

主な事業・取組

- ①生乳の乳質改善の促進（衛生管理の徹底）
- ②安全・安心な畜産物の生産促進（各種疾病予防対策）
- ③鶴居産チーズをはじめとする乳製品製造販売の充実
- ④醸造用ぶどうの生産量増産に向けた取組
- ⑤農畜産物加工施設「酪楽館」の改修
- ⑥グリーンツーリズム※などの農業体験メニューの充実と支援
- ⑦農業と観光が連携した体験農園の充実
- ⑧地産地消、産消協働※の促進
- ⑨野菜などの作物栽培及び販売の支援
- ⑩鶴居産の農業生産物のブランド化及びＰＲの推進

※グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

※産消協働

生産者と消費者が連携し、地域資源を活用することによって地域経済を活性化しようとする活動のこと。

2 林業

現状と課題

森林面積は総面積の約64%を占め、そのうち約6割が村有林を含む一般民有林です。一般民有林のうち人工林は約30%で、幼齢林が4割を占め、北海道内では数少ない間伐林齢の人工林が多い地域です。生産材の多くは合板、梱包材、パルプやチップ材などに消費されていますが、近年、おが粉の酪農への利用が進んでいます。

本村では「鶴居村森林整備計画」において森林整備及び森林施業の合理化に関する基本方針を定め、計画的かつ総合的に林業振興を推進していますが、伐採した原木を運搬する林道が不足していることが課題となっています。

今後は、林道及び専用道の整備を促進し、高性能機械を導入する等、林業経営の効率化を図り、さらに、計画的、組織的な施業を進めるとともに、森林技術者の育成・確保に努める必要があります。

基本方向

- 林業経営の改善を図るため、集約化施業の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成、木材需要の拡大を図ります。
- 広大な森林の適切な管理を推進し、生産コストの低減と省力化を図るため、林道、専用道等の整備を進めます。
- 森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、長期的な視野による森林の整備を進めます。

主要施策

(1) 森林施業の推進

施策の概要	主な事業・取組
森林を適切に保全し、優良な木材を産出するため、除間伐や下刈など、森林の整備を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none">①森林整備計画並びに市町村森林計画の推進②各種造林事業や除間伐などの保育事業の推進③森林所有者への造林などの施業奨励④大径木の生産をめざした長期的な対策の推進



(2) 生産組織、後継者の育成

施策の概要

村内の林業事業所への支援をはじめ、林業グループへの活動支援により後継者の育成に努めます。

主な事業・取組

- ①林業就労者雇用の安定に向けた各種施策の推進
- ②林業就労者の技術研鑽の場と研修機会の提供
- ③村内林業グループへの支援
- ④林業後継者などの林家育成の推進
- ⑤林業体験交流事業の推進

(3) 林道の整備

施策の概要

森林施業に併せて、林道の整備と維持管理を計画的に推進します。

主な事業・取組

- ①林道及び専用道の適切な維持管理の推進・整備

(4) 木材の加工、付加価値の向上

施策の概要

おが粉の付加価値の向上をはじめ、カラマツの間伐材を有効に利用する方法を調査研究し、有効活用を図ります。

主な事業・取組

- ①おが粉などの活用促進と需要拡大
- ②カラマツ間伐材などを活用した各種事業の推進

(5) 野生鳥獣被害への対応

施策の概要

猟友会及び野生鳥獣被害対策協議会による野生鳥獣の捕獲活動を強化するとともに、被害軽減を図ります。

主な事業・取組

- ①エゾシカ等の有害鳥獣捕獲と処理への支援
- ②野生鳥獣被害対策協議会及び猟友会への活動支援
- ③新たな有害鳥獣捕獲隊員創出に向けた支援

3 商工業

現状と課題

本村では賑わいと活力あふれるむらづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めていますが、近年は高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。

このような状況の中、国や道の補助制度、融資制度の活用など、今後とも地元企業の体质強化に向けた継続的な取組が求められています。

基本方向

- 村の商工業の持続的発展を図るため、商工会が実施している施策・事業への支援を行うとともに、起業化への支援を引き続き実施していきます。

主要施策

(1) 商工業企業の育成

施策の概要	主な事業・取組
中小企業向けの融資制度や金利の補助などをを行うほか、商工会と連携し、経営向上に関する相談や指導を行います。	①各企業製品の販路拡大やPR活動の促進 ②経営向上に関する相談・指導の充実 ③地場産業の育成 ④各種制度資金の活用による経営基盤の強化促進 ⑤村内企業への購買支援 ⑥起業化支援事業補助金の活用による新規事業者への支援 ⑦若者定住対策等による労働者の定住促進

(2) 身近な買い物の場づくり

施策の概要	主な事業・取組
身近な買い物の場として村民に利用されるよう、商業による賑わいの場の拡充に努めます。	①観光との連携による魅力ある街づくりの推進 ②消費者ニーズに対応した魅力ある商店づくりへの支援



(3) 特産品の開発と販路拡大

施策の概要

特産品開発チーム並びに商工会等関係団体を中心とした体制で、新たな商品開発や販路拡大に取り組みます。

主な事業・取組

- ①鶴居産チーズなど、乳製品の販路拡大
- ②ワイナリー施設の整備の検討
- ③新たな特産品開発への支援
- ④地場産品を活用した安全安心な「食」に関する取組の支援

(4) 関係団体の取組の支援

施策の概要

運営補助を通じて、商工会の活動を支援します。

主な事業・取組

- ①商工会事業への活動支援
- ②商業者の共同意識の高揚や共同取組の促進

(5) 消費者対策

施策の概要

消費問題等に対応するため、地域消費者団体の育成を図ります。

主な事業・取組

- ①鶴居村消費者協会の活動への支援

4 観光

現状と課題

本村は特別天然記念物タンチョウの生息・繁殖地として親しまれており、釧路湿原国立公園に隣接し、釧路空港にも近いことから、国内外から多くの観光客が訪れています。

しかし、ほかの観光地に向かう際の立ち寄り地点となることが多く、村内での滞在時間が短く、観光客が消費行動に至らないという課題を抱えています。また、繁忙期には宿泊施設が飽和状態となり、他市町に来訪者が流出している状況にあります。

そのため、平成27年に「鶴居村観光振興ビジョン」を策定し、「おもてなし環境の充実」、「村の地域資源の活用」、「村の体制強化」を3つの柱として観光振興を進め、体験型観光拠点の整備を図りながら観光客の増加を図るとともに、通過型観光から滞在型観光へのシフトを推進しています。

基本方向

- 関係団体との連携により、魅力ある観光資源をネットワーク化した広域観光ルートの設定や各種広告宣伝媒体などを活用した観光情報の発信、観光誘致宣伝の強化、受け入れ体制の充実、特産品の開発・支援等による観光振興を図ります。

主要施策

(1) 観光資源の保全、発掘

施策の概要	主な事業・取組
観光資源を適切に保全するよう努めるとともに、新たな観光資源を発掘・開発を推進します。	①釧路湿原やタンチョウなど観光資源の有効活用 ②観光資源の保全と地域の新たな魅力等の発掘

(2) 観光関連施設の維持管理と充実

施策の概要	主な事業・取組
施設や設備の適切な維持管理を推進し、利用サービスの向上を図っていきます。また、地場産品の直売施設の充実を図ります。 さらに、新たな観光拠点として中核をなす施設の整備について検討します。	①指定管理者制度によるどさんこ牧場、運動広場及び鶴居たんちょうプラザの効果的かつ効率的な管理運営の推進 ②運動広場、酪農館の再整備 ③鶴見台周辺の環境整備 ④村民の森の今後の在り方の検討 ⑤新たな観光拠点施設整備の検討

(3) 観光情報の提供及びPR活動

施策の概要	主な事業・取組
観光パンフレット等を作成し、観光客にとってよりわかりやすい情報提供を行います。また、道内外各種イベントに参加し、鶴居村のPRを実施します。	①観光パンフレットの刷新 ②ホームページ等による情報提供の充実 ③鶴居村及び他市町村合同によるPR活動の実施や検討 ④道内外各種イベントへの参加



(4) 関係団体の取組の支援

施策の概要

運営補助を通じて、観光協会の活動を支援します。

主な事業・取組

- ①観光協会事業への活動支援
- ②農林、商工、観光の共同意識の高揚や共同取組の促進
- ③管内市町と連携した広域観光の推進

(5) 滞在型観光の推進

施策の概要

体験観光など新たな観光メニューの開発等を通じて、通過型観光から滞在型観光へのシフトを推進します。

また、インバウンド観光^{*}の受け入れ体制の整備に向けた検討を行います。

主な事業・取組

- ①観光事業者に対する相談体制の充実
- ②農業や自然体験などの受け入れ体制の整備及び受け入れ農家の育成
- ③農業と観光の連携による体験観光事業者、団体などへの支援
- ④滞在型観光へ向けての体験型インストラクターやガイド育成への支援
- ⑤宿泊施設拡充に向けた検討

(6) イベントや企画の充実

施策の概要

鶴居4大イベント^{*}を開催するとともに新たな企画の検討を行います。また、イベントのより効率的かつ効果的な実施方法を検討します。

主な事業・取組

- ①各種観光イベントの推進
- ②交流人口の拡大に向けた新たなイベントや企画の検討
- ③イベントに係る組織体制、実施体制の見直し



*インバウンド観光

外国人が日本に訪れてくる観光旅行のこと。

*鶴居4大イベント

「つるい納涼まつり」「鶴居ふるさと仮装盆踊り・花火大会」「鶴居村ふるさとまつり」「タンチョウフェスティバル」のこと。

5 雇用

現状と課題

市場経済のグローバル化や技術革新の一方で、少子高齢社会の到来や不安定な社会経済情勢の中、雇用をめぐる環境は大きく変化し続けています。本村においては、商工業の廃業に伴う雇用環境の喪失や、農林水産業においては労働者の高齢化や後継者不足等の問題が生じています。

人口減少の進む本村においては、定住人口の増加を図るために、また、移住者や子どもを持つ母親等が近場で働くことができるよう、若者にも魅力ある雇用の創出に努めるとともに、高齢化や後継者不足に対して労働力の確保が求められています。

また、産業振興や雇用の創設を図りながら経済を活性化するため、新たに創業をめざす方に対して、開業経費の一部を支援しています。併せて、新たな雇用創出等の観点から、本村の特性を活かした企業誘致活動に引き続き努める必要があります。

基本方向

- 各産業の勤労者を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、安定した雇用の創出を図ります。また、雇用対策や勤労者福祉施策の充実に努めます。
- 農林畜産業や観光業と連携して特産品の開発や販路拡大を推進します。
- 豊かな自然環境や光ファイバー網の充実した立地条件等を考慮しながら、企業誘致に向けた検討を進めています。

主要施策

(1) 勤労者対策の推進

施策の概要	主な事業・取組
村民が安心して暮らせる雇用の場や、新卒者などの就業の場の確保を図ります。	<p>①勤労者の豊かでゆとりのある職場づくりの促進</p> <p>②若者や女性、高齢者などの就労機会の確保</p> <p>③各事業主に対する就労者への定住化促進と啓発</p>



(2) 雇用・労働条件の向上

施策の概要

関係機関との連携により、雇用条件や就労環境が向上するよう努めていきます。

主な事業・取組

- ①雇用条件や就労環境向上の促進
- ②通年雇用化に向けた広域組織による支援

(3) 雇用・労働に関する情報提供

施策の概要

ハローワーク等の関係機関との連携により、就職就労に向けた支援を行います。

主な事業・取組

- ①就職、就労指導、職業訓練に関する相談
- ②労働情報の提供

(4) 雇用創出、起業への支援

施策の概要

雇用の場を拡大していくためにも、今後も新たな起業を支援します。また、企業誘致を促進するため、企業ニーズの調査や優遇制度の検討を行います。

主な事業・取組

- ①雇用創出のための支援の充実
- ②経営拡大などへの補助融資支援制度の創設
- ③企業誘致に関する企業ニーズの調査
- ④企業誘致に関する優遇制度等の検討
- ⑤関係機関との連携による企業誘致に関する情報収集及び企業訪問の検討

第2章 ともに支え合い生き生きと 暮らせるむらづくり



1 健康づくり

現状と課題

少子化が進展する一方で、平均寿命の伸びにより、平成37年には、我が国では、65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。

生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療の在り方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。

本村では、「健康つるい21（第二次）」を平成27年に策定し、健康予防事業に幅広く取り組むとともに、健康管理システム「健康かるて」の導入により健康づくりの支援を実施しています。

これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった健康に取り組みやすい環境づくりが必要です。

基本方向

- 「健康つるい21（第二次）」に基づき、健康に関する普及・啓発を図るとともに、関係機関の連携強化を推進します。
- 生活習慣病の要因を減らし、健康で長生きするために、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 住民の健康づくりへの関心を高めるとともに、住民の健康づくりや食育を推進します。





主要施策

(1) 健康づくりの推進

施策の概要

「健康つるい 21 (第二次)」に基づき、村民の健康に対する正しい知識の普及を図り、健康づくり施策を村民との協働で推進します。

主な事業・取組

- ① 「健康つるい 21 (第二次)」の推進
- ② 村民への健康に関する普及・啓発
- ③ 乳幼児期からすべての世代を対象とした、関係団体や関係部門と連携による食育の推進
- ④ 身体活動や運動習慣の定着による健康づくりと介護予防の推進
- ⑤ 禁煙や受動喫煙防止対策の推進
- ⑥ こころの健康づくりの推進体制の整備
- ⑦ 歯科保健対策の充実

(2) 生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底

施策の概要

生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療に向けた健診・健診の充実及び疾患の重症化予防に取り組みます。

主な事業・取組

- ① 特定健診など実施計画に基づく健診・保健指導の推進
- ② 生活習慣病予防健診や各種がん検診の推進
- ③ 脳ドック受診費用の支援
- ④ 生活習慣病予防の普及・啓発と重症化予防の充実

2 地域医療

現状と課題

本村の医療機関として、鶴居診療所、鶴居歯科診療所のほか、つるい養生邑病院があり地域の医療を支えています。本村では医療機器等の整備事業を通じて医療機器の整備充実を図るとともに、平成 29 年には老朽化した鶴居診療所の移転整備を行い、より良い地域医療環境の提供に努めています。

序 第
1 部
論

基 第
2 部
構 想

基 第
3 部
計 画

資
料
編

休日・夜間の診療については、釧路総合振興局管内の医療機関との連携により休日当番医の確保ができていますが、医師不足などの課題により夜間の医療確保が難しい状況にあります。

また、平成21年からドクターヘリの共同運行を開始し、非常に重い症状にある救急患者に対し速やかに救命医療を行う体制が整えられてきました。

しかし、アンケート調査では、最も重点的に取り組むべき施策の項目として「医療機関の充実」があげられており、引き続き医療体制の整備充実を図っていく必要があります。

基本方向

- 医療機器の整備事業等を通じて村内医療機関の充実を図ります。
- 広域的な連携により、多様な医療ニーズに対応できる体制の強化に努めます。

主要施策

(1) 医療機関の充実

施策の概要	主な事業・取組
鶴居診療所と鶴居歯科診療所の、人材の確保と医療機器の更新に努めます。	①医療機器の充実 ②医療関係者の人材確保

(2) 広域医療体制の充実

施策の概要	主な事業・取組
高齢化の進展に伴う医療需要への対応を図るため、村内医療機関や釧路管内自治体などと連携を図りながら、良質な医療サービスの提供をめざします。	①関係医療機関との連携強化

(3) 救急医療体制の充実

施策の概要	主な事業・取組
釧路管内自治体などと連携を図りながら、夜間・休日診療体制の充実と広域連携による二次救急医療の充実をめざします。	①関係医療機関との連携強化 ②ドクターヘリの共同運行



3 出産・子育て

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等と併せて、女性の就労率の増加に伴う家庭環境の変化等より多様化する子育てニーズに応えるべく、鶴居保育園、幌呂保育園における保育サービスだけでなく、放課後児童クラブやファミリーサポート事業※の拡充、子育てサークル「ひよこ会」への支援など、様々な形で子育て支援を行ってきています。

しかし、アンケート調査では、少子化対策で力を注ぐべきこととして「保育サービスや学童保育の充実」と「出産、育児、保育、教育などの経済的負担の軽減」が上位を占めており、今後もさらなる子育て環境の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

また、鶴居保育園、幌呂保育園ともに建物の老朽化対策が課題となっていることや、親子が交流できる場、子育てに悩む保護者にアドバイスを行う場として子育て支援センター機能を持った拠点がほしいとの声も出ています。

基本方向

○ 「鶴居村子ども・子育て支援事業計画」及び「鶴居村健やか親子 21」に基づき、家庭、学校、地域、関連機関、行政が一体となった子育て支援体制の整備を図るとともに、次世代を担う子どもを安心して出産し、子育てができる環境を整備するため、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

また、保育所や放課後児童クラブ、子育て支援センターの機能を持った施設整備を推進します。



※ファミリーサポート事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

主要施策

(1) 母子保健の充実

施策の概要	主な事業・取組
乳幼児健康診査や健康相談、家庭訪問等のきめ細やかな活動や子育て支援事業を通し、切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策や親子を孤立させない地域づくり等の一層の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実②乳幼児健診等、保健指導の充実③乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の充実④産後健康診査、産後ケア事業の検討⑤子育て世代包括支援センター[*]の設置の検討

(2) 保育所の充実

施策の概要	主な事業・取組
多様な保育需要に応じたサービスを提供するとともに、保育環境の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none">①多様な保育需要に対応した保育事業の充実②障がいの有無に関わらない保育の実施③世代間交流の推進④各種体験活動の推進

(3) 放課後児童クラブの充実

施策の概要	主な事業・取組
放課後に児童の見守りを行う放課後児童クラブの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">①資格を持つ支援員の配置②開設時間の延長や長期休業中の開設による事業拡充

(4) 子育て支援サービスの充実

施策の概要	主な事業・取組
様々な形で子育て支援サービスを提供し、子育てに関する相談や交流、共働き家庭への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">①「あそびのひろば」の充実②子育てサークル「ひよこ会」の活動支援③子育てサポート事業の充実

*子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。



(5) 児童虐待の防止

施策の概要

児童虐待防止対策を推進し、児童の権利擁護と児童が安心して生活できるむらづくりに努めます。

主な事業・取組

- ①関係機関、団体との連携強化
- ②児童虐待の早期発見・早期対応
- ③要支援家庭への支援体制の充実

(6) 発達支援の充実

施策の概要

児童の発達支援体制を充実させ、早期に切れ目のない支援につながることができる体制の整備を図ります。

主な事業・取組

- ①関係機関、団体との連携強化
- ②発達支援ファイルの配布と活用
- ③専門機関との連携による児童発達支援体制の充実

(7) 子育て世帯に対する支援

施策の概要

出産及び子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため様々な支援を行います。

主な事業・取組

- ①乳幼児、児童・生徒に対する医療費助成の拡充
- ②出産等への支援（祝金支給）
- ③児童手当の支給
- ④妊婦健診費用の助成
- ⑤不妊治療への支援

4 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や過疎化、女性の社会進出等を背景とする家庭での養育・介護力の低下や、地域社会におけるコミュニティの希薄化によって地域福祉サービスに対する需要は増大し、多様化が進行しています。

このような状況の中、高齢者や障がいのある方をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人たちも、住み慣れた地域で温かいふれあいを保ちながら、安心して暮らすことのできる環境づくりが求められており、そのためには、社会保障や福祉サービスの充実はもとより、地域住民の理解や協力による地域ぐるみの実践が不可欠となっています。

今後は、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体による地域福祉活動に加えて、村民のボランティア等による活動を促進し、思いやりと助け合いの心でともに支え合う地域福祉体制を確立することが必要ですが、ボランティアの担い手確保が課題となっています。

基本方向

- 住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

主要施策

(1) 福祉意識の高揚

施策の概要	主な事業・取組
広報誌や各種行事などを通じて、地域福祉の理念の普及・啓発に努めます。	①地域福祉の理念の普及・啓発

(2) 地域福祉を進める組織づくり

施策の概要	主な事業・取組
社会福祉協議会と協力して、各種福祉団体などと連携しながら、地域福祉に関わる活動を推進します。	①社会福祉協議会の地域福祉活動への協力及び支援 ②村内福祉団体への活動支援

(3) ボランティア活動の推進

施策の概要	主な事業・取組
社会福祉協議会と協力して、村民がボランティア活動等に参加したいと思える福祉意識の啓発に努めます。	①ボランティア活動の周知による参加者の増加と村民への啓発



(4) 地域福祉活動の推進

施策の概要

各地区にいる民生委員が地域で行っている相談支援活動を支援するほか、友愛訪問^{*}など地域での支え合いを推進します。

主な事業・取組

- ①地域の支え合い、友愛訪問などの推進
- ②民生委員等による福祉活動に対する支援
- ③児童・生徒のボランティアに関する学習や体験の推進
- ④地域福祉活動施設の整備

5 高齢者福祉

現状と課題

高齢社会における課題を解決するため、住み慣れた地域で生きがいを持ち、明るく健康で安らぎに満ちた生活が送れるよう「鶴居村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を一体的に策定し、高齢者の生きがい健康づくり、介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアに取り組んでいます。

しかし、少子高齢化はさらに進み、高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者や介護保険における要介護（予防）高齢者が増加しています。その反面、高齢者の社会活動の拠点である老人クラブの数、加入者は減少しており、地域における高齢者の活動の衰退も懸念されます。

今後は、高齢者ニーズに沿った生きがい健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進を図っていくことが必要です。

基本方向

- 高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、「鶴居村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、多様な支援やサービスを組み合わせた支援体制を整備します。

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資
料
編

*友愛訪問

ボランティアの訪問員が貧困者や一人暮らし高齢者等の自立を促すため個別訪問する活動のこと。

主要施策

(1) 介護予防の推進

施策の概要	主な事業・取組
高齢者が要介護状態にならないように介護予防への取組を推進します。	①介護予防対象者の把握 ②介護予防教室の開催

(2) 高齢者支援サービスの充実

施策の概要	主な事業・取組
高齢者が充実した生活を送ることができるように、高齢者を支援する様々なサービスを提供します。また、高齢者の支援と併せて介護者の支援も行います。	①地域包括支援センターの運営 ②新しい総合事業の推進 ③生活支援コーディネーターの設置 ④緊急通報装置の設置 ⑤給食宅配サービスの提供 ⑥認知症高齢者への対応強化 ⑦医療と介護の連携強化 ⑧つるい健康ホッとラインの利用促進

(3) 高齢者の生きがい、社会参加の促進

施策の概要	主な事業・取組
高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進するため、様々な活動の場づくりを行います。また、高齢者の組織活動への支援を行います。	①サークル活動やボランティア活動など、生きがいづくりや社会参加の推進 ②高齢者寿大学の支援 ③軽スポーツ活動の支援 ④集いの場の充実 ⑤老人クラブの活動支援

(4) 移動支援の充実

施策の概要	主な事業・取組
高齢者の通院や買い物を支援するため、村内移動の手段を提供します。	①福祉バスの運行 ②新たな移動支援の検討 ③ボランティアによる個別移送の充実



(5) 介護保険事業の推進

施策の概要

「鶴居村介護保険事業計画」に基づき、円滑な介護保険事業の推進を図ります。

主な事業・取組

- ①介護保険制度に基づくサービスの充実
- ②介護保険事業の円滑な運営
- ③介護保険サービスの周知・広報

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資
料
編

6 障がい者福祉

現状と課題

近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約の批准などの中で、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮の提供など、障がいの有無に関わらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。

こうした一連の国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められていますが、そのためには数ある社会的障害を、除去・軽減するための取組が必要となります。

また、特に重度の障がいのある人が地域で生活をし続けるためには、生活を支える家族や支援者が必要となりますが、本人と家族が高齢になるにつれ、特に社会資源が少ない地域では、その土地で暮らし続けることが難しくなってしまうことなどが課題となっています。

本村もまた、社会資源が少ない現状にあり、関係機関、事業所、当事者団体などの協力を得ながら障がい者福祉の向上を図っていますが、今後も一層の関係者間の連携を図りながら、障がいのある人が鶴居村で生活を続けることができる環境の整備を進めていく必要があります。

基本方向

- 村民並びに村内の団体及び事業者が障がいに対する理解を共有し、障がいの有無に関わらずすべての人が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を推進します。
- 障がいのある人が必要なサービスを受けることができるよう、「鶴居村障がい福祉計画」に基づき、適切なサービスの提供をめざします。

主要施策

(1) 障がいに関する知識の普及

施策の概要	主な事業・取組
各種の啓発活動や地域住民との交流などを通じて理解を深める機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">①障がいに関する法律や制度の周知・啓発②各種啓発活動による障がい特性に関する理解の促進③障がい者差別解消と合理的配慮の周知・啓発

(2) 障がいの予防、早期発見

施策の概要	主な事業・取組
保健、医療の充実とともに、各種健診の実施により、障がいの早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none">①各種健診事業を通じての早期発見②保健、医療、福祉、教育の連携強化による適切な切れ目のない支援の充実

(3) 障がい福祉サービスの充実

施策の概要	主な事業・取組
多様化するニーズに対応するため、障がい福祉サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">①村内外の関連機関やサービス事業者との連携②ニーズに沿った、各種サービスの提供体制の充実

(4) 障がいのある人の社会参加の促進

施策の概要	主な事業・取組
障がいのある人が社会参加する場の拡大に努めるとともに、障がい者団体等の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none">①各障がい者当事者団体及び関係団体の活動支援②関係組織間の連携強化による活動支援③障がい者雇用の推進



7 社会保障

現状と課題

本村では、生活が困窮する世帯に対し、北海道や各支援団体との連携のもと、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の活用による生活の支援を図っています。今後、社会経済情勢の変化に伴い、生活に困難を抱える家庭の増加も危惧されます。このため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、村内外の各支援団体との連携を密にし、生活に困難を抱える家庭の課題解決に努めるとともに、相談窓口の充実等による支援体制の強化に取り組む必要があります。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、村民の健康を増進し、医療保障として重要な役割を果たすものですが、少子高齢化の進行や経済成長の縮小に対して国民所得に対する医療費や税の負担率は年々増加しており、制度の運営は非常に厳しい状況となっています。

そこで、国においては国民健康保険財政の基盤強化のため、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は引き続き地域における各種事務事業を担っていくことになったところです。

今後は、国の動向を注視しつつ、生活習慣病を中心とした疾病予防対策を重視した施策の展開を図り、医療費の抑制に努める必要があります。

国民年金制度は、超高齢社会を迎えた今日において、老後の生活を保障する公的年金制度としてその役割は非常に重要となっています。このため、制度に対する村民の理解を高め、加入の促進や無年金者の解消に努める必要があります。

基本方向

- 誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。
- 村民の健康保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、老後の生活を支える国民年金制度内容の周知徹底を図るとともに、制度の円滑な運用に努めます。

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資 料
編

主要施策

(1) 生活保護世帯の支援

施策の概要	主な事業・取組
生活保護制度に沿った適切な支援を行うことにより、要保護世帯の生活の安定と自立を支援します。	①法の適正運用による生活安定対策の推進 ②相談や指導・助言の充実 ③民生委員との連携による援護体制の強化

(2) 低所得者への支援

施策の概要	主な事業・取組
低所得世帯の経済的自立を支援するため、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度の利用促進を図ります。	①各種生活支援資金貸付制度の有効活用による支援 ②相談や指導・助言の充実 ③社会福祉協議会、民生委員との連携による援護体制の強化

(3) ひとり親家庭の支援

施策の概要	主な事業・取組
ひとり親家庭の児童扶養手当や母子家庭等自立支援給付金の支給により、生活の安定と自立に向けた支援を行います。	①相談や指導・助言の充実 ②医療費助成事業の推進 ③年金支給事業の推進 ④保健、教育、雇用との連携強化による支援 ⑤養育サービスなどの支援環境づくり ⑥適切な就労の支援

(4) 国民年金制度の推進

施策の概要	主な事業・取組
広報誌や年金相談の充実により、年金制度の周知に努めるとともに、保険料納付意識の高揚、無年金者の解消を図ります。	①国民年金制度の理解促進 ②国民年金に関する相談業務の充実 ③保険料未納者対策の強化 ④国民年金適用者の的確な実態把握と未加入者の加入督促



(5) 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の推進

施策の概要

制度の適正な運営を図るため、所得の的確な把握により、適正な保険料の賦課を行うとともに、被保険者の納税意識の高揚を図り、収納率の向上に努めます。

主な事業・取組

- ①制度の理解促進
- ②保険制度に関する相談業務の充実
- ③収納率の向上に向けた取組の推進
- ④レセプト点検の推進
- ⑤北海道や広域連合との緊密な連携

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資 料 編

第3章 安心・安全で快適に暮らせる むらづくり



1 市街地整備

現状と課題

市街地では、カラー舗装や花壇の設置により景観の向上に努めているほか、バス待合所遊歩道など、多くの人が集まり利用する空間として整備を行っています。

現在、市街地の中でも鶴居西エリアについては鶴居西公共エリア施設整備基本計画において、対象エリアに含まれる施設（ファミリースポーツセンター、村民プール、鶴居テニスコート等）の今後の建て替え等の方針について検討を進めています。

基本方向

- 豊かな自然を活かし、景観に配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。
- 鶴居西公共エリア施設整備基本計画に基づき、市街地整備を推進します。

主要施策

(1) 鶴居西公共エリアの施設及び環境整備

施策の概要	主な事業・取組
鶴居西公共エリア施設整備基本計画に基づき、対象エリアの施設及び環境整備を推進します。	<p>①鶴居西公共エリア施設整備基本計画に基づく施設及び環境整備の推進</p> <p>②合宿所機能を持った多目的宿泊施設整備の検討</p>



(2) 市街地の整備

施策の概要

市街地では、カラー舗装や花壇の設置により景観の向上に努めます。また、コミュニティ施設の維持管理を適切に行います。

一方で、市街地における遊休地の活用や廃屋等の整理に向けた方策の検討を行います。

主な事業・取組

- ①地域と一体となった市街地の整備と適切な維持管理の推進
- ②各地域にある施設の効率的な維持管理の推進

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資
料
編

2 住環境（住宅・宅地）

現状と課題

住宅は、村民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素のひとつでもあります。

本村は平成26年に「鶴居村住生活基本計画」及び「鶴居村公営住宅等長寿命化計画」を策定し、住宅施策の推進及び村営住宅の計画的な建て替えと維持管理を推進しています。

また、下幌呂の夢の杜団地分譲地及び希の杜団地分譲地、中幌呂分譲地の販売を行い、村民の定住促進や移住者の受け入れを進めています。

今後は緩やかな人口の減少傾向が続きながら、核家族化や高齢化に伴う高齢独居や夫婦世帯の増加傾向により世帯の微増傾向が続き、その傾向はしばらく続くことが予測されます。

また、移住・定住施策により、ほかの地域からの移住・定住世帯が増加することも期待されており、持ち家促進を住宅施策展開の柱としつつ、借家需要への対応などが求められます。

基本方向

- 豊かな緑や美しい水等の恵まれた自然環境を活かしつつ、移住・定住の促進に向けた便利で快適な生活環境の確保に努めます。
- 高齢社会の到来、空き家の増加、大規模災害の発生に対応した住宅施策について、総合的な検討を進め、民間事業者の活用を視野に入れつつ時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

主要施策

(1) 村営賃貸住宅の整備

施策の概要	主な事業・取組
公営住宅等の村営賃貸住宅の計画的な建て替え、修繕を推進します。	<ul style="list-style-type: none">①「鶴居村住生活基本計画」及び「鶴居村公営住宅等長寿命化計画」の見直し②老朽住宅の建て替え及び修繕の推進③入居要件を緩和した独自施策の住宅整備④単身者向け住宅の確保

(2) 宅地の開発・販売

施策の概要	主な事業・取組
分譲地区の市街地発展や過疎化の抑制を図るため、下幌呂分譲地、中幌呂分譲地の販売を促進します。	<ul style="list-style-type: none">①首都圏での移住・定住促進ブースの出展②新聞、雑誌、ホームページ等を活用した広告活動③輝く住ま居る支援金の推進④下幌呂希の杜団地（第2期）の造成、分譲販売についての検討⑤移住体験住宅の有効活用

(3) 空き家利活用の促進

施策の概要	主な事業・取組
空き家バンク制度等を通じて空き家利活用の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">①空き家バンク制度の広報活動の推進②空き家バンクモデル助成事業補助金の推進③空き家登録情報の充実





3 道路・公共交通

現状と課題

本村は道東中核都市釧路市から車で約40分の位置にあります。釧路市と弟子屈町とを結ぶ道道釧路鶴居弟子屈線のほか、道道阿寒公園鶴居線、道道阿寒標茶線、道道幌呂原野鶴居線、国道274号など、日常生活や産業活動などのための重要な幹線道路に近い場所にあります。また釧路空港からも車で約40分の距離にあり、そこから本州各地へ空路で結ぶなど、交通の便には比較的恵まれています。

自動車交通の発展は、村の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していく必要があります。

公共交通については、村民の交通手段のひとつであるバス路線の確保のため、バス事業者に対し支援を行っています。人口減少やマイカーの普及などにより、乗車率は厳しい状況ですが、通勤・通学、買い物、通院などの重要な交通手段であるため、現行路線の維持・確保が求められます。

また、高齢化の進展に伴い、移動に支援を必要とする高齢者の増加が予測されるため、村内外を含めた新たな公共交通の在り方を検討していくことが必要です。

基本方向

- 村民生活や産業活動の利便性向上及び安全性向上の観点から、計画的な道路の整備、維持管理を図ります。
- 村民の交通手段のひとつであるバス路線の確保のため、バス事業者への支援を継続します。
- 高齢者の移動支援だけでなく、観光客への公共交通提供の視点も含めて地域公共交通の検討を進めます。

主要施策

(1) 国道・道道の整備

施策の概要

舗装の損傷により走行性が低下している箇所に関して、安全で円滑な交通を確保するため、維持補修の要請を行います。

主な事業・取組

- ①安全な交通を確保する局部改修などの要請
- ②改良舗装の事業推進の要請

序 第
1 部
論

基 第
2 部
構 想

基 第
3 部
計 画

資 料
編

(2) 村道の整備

施策の概要	主な事業・取組
安全で円滑な交通を確保するため、改良舗装や維持補修を計画的に行っていきます。	<ul style="list-style-type: none">①新設及び改良舗装の推進②適切な維持補修の推進③橋梁の点検並びに補修計画の策定④橋梁補修の推進

(3) バス路線の維持

施策の概要	主な事業・取組
通院通学においては重要な交通手段となる現存のバス路線の維持を行います。	<ul style="list-style-type: none">①釧路・鶴居間、幌呂線のバス運行の確保②高校通学バスの運行の確保③バス待合所の適正配置

(4) 地域公共交通の在り方の検討

施策の概要	主な事業・取組
路線バスも含めて福祉バスやスクールバスなどの相互活用など、村内外の新たな公共交通の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none">①既存バスの相互活用の検討②村内を循環する新たな公共交通の検討③村内と村外を結ぶ新たな公共交通の構築

4 交通安全

現状と課題

車社会といわれる現代、運転免許所持者の増加や、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まってきています。

北海道は、人口あたりの交通事故発生件数が特に多いわけではありませんが、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、たびたび、交通事故死者数の全国ワーストとなっています。釧路警察署管内においても、死傷事故が多数発生しており、地域ぐるみの交通安全対策は大変重要です。

また、通学路における交通事故が全国で相次いでおり、児童・生徒のための安全な通学路を確保する必要があります。

今後、交通事故を増加させないため、交通安全施設の整備をはじめ、安全な道路への構造改善等の交通安全対策を強化していくとともに、地域ぐるみの交通安全意識の高揚及び安全



教育の徹底を図っていく必要があります。

基本方向

- 交通安全に対する村民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保をめざします。
- 住民の日常生活に密接する生活道路の危険区間の解消や人にやさしい歩行空間の確保など道路空間の安全性・快適性の向上に努めるとともに、交通事故撲滅をめざし、交通安全思想の徹底と交通安全施設の充実を図ります。

主要施策

(1) 交通安全対策の推進

施策の概要

交通安全運動推進協議会、交通安全指導員会などと連携をとりながら、交通安全を促す活動を推進します。

主な事業・取組

- ①交通安全運動の推進
- ②カーブなど危険箇所の関係機関への改修要請
- ③交通安全施設の設置要請

(2) 冬道対策の推進

施策の概要

除雪や排雪により安全な交通の確保に努めます。

主な事業・取組

- ①除雪に関する保有機械の適切な維持管理と整備
- ②道路、歩行空間の確保
- ③雪堆積場の充実

5 防災・防犯

現状と課題

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、村民自身の防災意識の高揚を図り、日ごろから環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ的確にできる地域をめざすことが必要となります。

さらに、災害時要配慮者といわれる高齢者や障がいのある人、子どもなどの安全を確保するためにも、自治会、福祉関係者等による協力体制を確立し、治安の混乱や突発的な事故、事件などから村民の生命、身体及び財産を守る取組が必要となります。

一方、犯罪については、子どもや高齢者を狙った卑劣な犯罪の増加や凶悪化が、大きな社会問題となっています。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新手のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動、意識の向上に向けた取組が必要となっています。

基本方向

- 災害から村民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や風水害などへの対応を強化します。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。
- 犯罪の未然防止のため、村民の防犯意識と連帯意識のもと、総合的な防犯活動を進め、犯罪のない明るいむらづくりをめざします。

主要施策

(1) 防災意識の高揚

施策の概要	主な事業・取組
災害時に迅速な対応ができるよう、災害用備蓄品の計画的な整備や防災訓練の実施、避難所などの定期的な周知を行います。	<ul style="list-style-type: none">①災害用備蓄品の計画的な整備②防災訓練の実施による災害意識の高揚③避難所や防災に関する情報提供の充実

(2) 防災体制の充実

施策の概要	主な事業・取組
地域防災計画に基づき、危機管理体制の整備充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">①地域防災計画の隨時見直し②避難所の非常用暖房設備の整備③備蓄用資材の充実④災害時要支援者の対応強化⑤天候に関する情報提供の充実



(3) 国民保護計画の推進

施策の概要

政府が制定した「国民保護計画」に基づき、武力攻撃など緊急事態への対応力を高めます。

主な事業・取組

- ①避難訓練の実施
- ②全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持管理

(4) 空き家対策の推進

施策の概要

村民の安心・安全に悪影響を及ぼす可能性のある空き家の適正管理を推進します。

主な事業・取組

- ①データベース化を含めた空き家実態調査の実施に向けた検討
- ②空き家の適正管理に向けた周知・啓発
- ③空き家に関する通報・相談体制の整備

(5) 防犯対策の推進

施策の概要

犯罪情報の収集に努めるとともに、情報の提供や発生時における迅速な周知を行います。

主な事業・取組

- ①犯罪に関する情報の充実
- ②防犯灯の適切な維持管理の促進

(6) 悪質商法等に対する保護対策の推進

施策の概要

悪質商法などの被害を防ぐため、高齢者を中心とした意識啓発や相談体制の充実を図ります。

主な事業・取組

- ①悪質商法などの被害防止のための意識啓発

6 消防・救急

現状と課題

火災の発生件数は、全国的に減少傾向にあり、本村での火災発生件数も少ない状況ですが、より一層の予防広報の啓発に努めていくことが必要です。

また、事故や災害、急病などから村民の命を守る救急・救助体制については、年々出動件

数が増加する傾向にあるため、鶴居消防署の出動体制の強化、隊員の育成、車両及び資機材の充実を図り、救急高度化を進める必要があります。加えて、救急車到着までの応急手当が重要なことから、救命講習の受講をはじめ AED（自動体外式除細動器）を活用した救命技術や知識の普及・啓発が必要となります。

また、複雑多様化する自然災害等に対応するため地域防災の中核を担う消防団員の確保と災害対応力を高めていく必要があります。

基本方向

- 常備消防の強化のほか、消防団員の確保に努めるとともに、広域連携や資機材の充実により、消防力と救急力の増強を図ります。
- また、AED、住宅用火災警報器の設置や救急救命講習会の受講を促すことで、火災や救急の予防に努めます。

主要施策

(1) 常備消防の充実

施策の概要

釧路北部消防事務組合鶴居消防署庁舎の維持管理と活動の充実を図ります。

主な事業・取組

- ①消防庁舎の適切な維持管理
- ②車両の整備

(2) 非常備消防（消防団など）の充実

施策の概要

鶴居消防団施設の維持管理と団員活動の充実を図ります。

主な事業・取組

- ①消防団組織の充実・再構築の検討
- ②水槽付消防ポンプ自動車の整備
- ③各分団詰所の適切な維持管理
- ④災害時用の装備・資機材の充実

(3) 火災予防活動の推進

施策の概要

消防職員による防火対象物の防火査察、消防団員による一般家庭の防火査察などを推進します。

主な事業・取組

- ①予防技術資格者などの養成
- ②防火査察の充実
- ③予防・広報体制の充実



(4) 救急・救助体制の充実

施策の概要	主な事業・取組
<p>救急・救助に関わる人員の体制整備を図るとともに質の向上を図ります。</p> <p>関係機関の連携により緊急時の救助体制の充実を図るとともに、救助用資機材の整備を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none">①救急救命士有資格者の生涯教育体制の充実や救助指導職員の養成②地域医療機関との連携による救急体制の充実③地域防災・危機管理体制の連携による救助体制の充実④大規模災害時における民間企業との連携強化⑤救命講習の充実⑥救助用資機材の充実

7 國土保全（治山・治水）

現状と課題

近年、北海道では短時間強雨が増加するなど集中豪雨が多発しています。平成28年8月の一連の台風大雨では、多いところで1,000mmを超える記録的豪雨となり、十勝川や常呂川では河川整備基本方針規模の洪水となって、堤防決壊等による洪水氾濫等が発生し、市街地や農地、道路や鉄道等に甚大な被害が発生しました。

今後、北海道は気候変動による将来の気象変化として、年最大流域平均雨量が1.3倍に増大すると予想されるなど国内で最も影響がある地域となっており、災害リスクの増加が懸念されています。

釧路湿原の上流域に位置する本村は、地形的には平坦地や緩傾斜地が多くなっているものの、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区が設定されているほか、久著呂川、雪裡川、幌呂川などの河川が流れしており、過去には増水氾濫の記録も残っています。

このため、森林の多面的機能の維持や促進、乱開発の抑制等、治山・砂防対策を進めるとともに、河川改修等の治水対策についても推進していく必要があります。

基本方向

- 村民生活の安全性、快適性を確保するため、自然環境に配慮しつつ、治山、砂防、河川の整備等、総合的な治山・治水対策を進めます。

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資
料
編

主要施策

(1) 治山・砂防対策の推進

施策の概要	主な事業・取組
荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事並びに治山施設災害復旧工事を推進します。	①急傾斜地の把握と予防復旧治山の促進 ②決壊箇所の早期復旧に対する関係機関への要請

(2) 治水対策の推進

施策の概要	主な事業・取組
大雨等による冠水を防ぐため、河川整備を推進します。	①河川整備の推進 ②決壊箇所の早期復旧に対する関係機関への要請

8 情報通信

現状と課題

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本村においては、情報ネットワーク基盤として光ファイバー網の整備を進め、IP告知端末を全戸に設置するなど、情報通信環境の整備を進めてきました。

今後は、情報ネットワーク基盤を活用した積極的な行政情報の公開、電子行政の拡充、防災情報の適時・的確な伝達等、村民ニーズに応じたサービスの多様化を図る必要があります。

基本方向

- 情報ネットワーク基盤の維持管理を適切に行い、情報通信環境の改善に努めます。
- インターネット利用における地域間格差を縮めるため、最新技術の把握に努め、地域の実情にあった対応を進めます。



主要施策

(1) 光ファイバー網の維持管理

施策の概要

光ファイバー網機器及びIP告知端末の維持更新を行います。

主な事業・取組

- ①情報通信サーバーの維持更新
- ②IP告知端末の更新
- ③IP告知端末機の有効活用による情報共有の推進

(2) Wi-Fi環境の整備

施策の概要

観光施設等における情報通信基盤の充実を図るためWi-Fi環境を整備します。

主な事業・取組

- ①観光施設へのWi-Fi機器の設置

序 第
1 部
論

基 第
2 部
本 構 想

基 第
3 部
本 計 画

資 料
編